

審 査 基 準 整 理 票

処分名	死体の保存の許可		
根拠法令名	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）	（条項） 第19条第1項	
基準法令名			
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[死体の保存の許可に係る審査基準] 過去に当該許可に係る申請の実績がなく、将来的に見込みのないものであることから、あらかじめ基準を設定することが困難であり、その都度個別に判断する。</p>			

参 考

[根拠法令]

死体解剖保存法

第十九条

- 1 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。
- 2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

* 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。